

様式1 記載例

< 証明書記載例 >

赤字 : 設備メーカー記入箇所

青字 : 工業会記入箇所

緑字 : 設備ユーザー記入箇所

(一社) 日本食品機械工業会指定用紙	
整理番号	R2-1
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

- 1 段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類（機械及び装置）を記入。
 2 段目には、食料品製造業用設備、飲食料品卸売業用設備などの該当する設備の用途又は細目を記入。

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	食料品製造業用設備
	設備の名称	ミキサー
	設備型式	2019 年式 FOOMA-50B
	本社名・事業所名	FOOMA 食品株式会社・関東工場

事業所名だけでなく、本社名まで記入。当該設備の製造事業者等の本社名・事業所名ではありません。

該当要件を示すことの出来る資料を必ず添付してください。必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご注意ください。

チェックシート(様式2)で記入した①当該モデルの販売開始年度、②ユーザーの当該モデルを取得(予定)年度をそれぞれ記入し、②-①を行い、一定期間内であるか記入してください。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦) : 2019 年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度 : 2021 年度(注2) ② - ① = 2 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※) 当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、構築物、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

2つの該当要件ともに「1.該当」に丸印をつけた場合には、「該当要件への当否」についても「1.該当」に丸印をつけてください。

ただし、比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合における丸印のつけ方は次のようにしてください。

「一定期間内に販売開始された製品であるか」については、「1.該当」に丸印をつけてください。

「生産性向上」に該当するかについては、「1.該当」、「2.非該当」のいずれにも丸印をつけないでください。

「該当要件への当否」については、「1.該当」に丸印をつけてください。

様式1 記載例

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 2021年7月30日
〒108-0023 東京都港区芝浦3-19-20
ふーまビル

一般社団法人日本食品機械工業会

会長 海内 栄一 (印)

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 2021年6月30日

製造事業者等の名称 株式会社日食工業

製造事業者等の所在地 東京都千代田区△□町○-○-○

会社代表者名を記載してください。
印鑑は代表者印（丸印）を押印してください。

代表者氏名： 日食 一郎 (印)

担当者氏名： 風馬 二郎

所 属： 技術部 技術課

担当者連絡先（電話番号）： 03-0000-0000

当初認定を受けた経営力向上計画に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入。本証明書の発行申請をする段階では、記入する必要はありません。

【経営力向上計画に係る認定申請書に「経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請書に「先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前（都道府県名・市町村名）	変更後（都道府県名・市町村名）
	〇〇県坂同市	〇〇県伊澤市

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件（年数）が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。